

和歌山県監査公表第 11 号

令和 2 年 5 月 8 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 5 月 18 日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 秋 月 史 成  
 和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 包括外部監査の特定事件

県税の賦課徴収に関する事務の執行及び管理の状況について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>4 監査の結果及び意見</p> <p>4.8 不動産取得税</p> <p>不動産取得税調査業務の効率化について</p> <p><b>【意見④ P44】</b></p> <p>承継取得の場合の不動産取得税の調定にかかわる基礎情報は、法務局に赴いて不動産取得税課税台帳兼調査/入力票（承継分）に記入し、その記録を県税事務所に持ち帰っている状況にあるが、現状は非常に手間のかかる実務になっている。</p> <p>セキュリティ面に配慮した上で、モバイル PC や iPad 等の端末機を導入し、その場で入力し、課税台帳入力システムのデータベースに吸い上げる仕組みを作れば工数削減につながるものとする。また、直接 PC 等に入力した結果と調査において入手した情報や公図とを照合すれば、正確性を担保できるものとする。</p> <p>4.18 滞納税金の管理</p> <p>税務手当の支給要件の見直しについて</p> <p><b>【意見⑨ P68】</b></p> <p>滞納者と接し納付の交渉を行う業務であるため、税務手当が支給されることについては理解できる。</p> <p>しかし、現状の税務手当支給要件では、月額 の支給額が規定されており、従事日数に応じ、 月額にそれぞれの割合を乗じて得た額が支給さ れている。その結果、月 1 回限りの従事であ り、かつ、30 分の従事であっても 4,000 円の</p>	<p>モバイル端末活用に向けたシステム改修や端末導入のための予算措置を行い、令和 3 年度中に導入することにより、法務局調査の効率化を図ることとした。</p> <p>税務手当について、業務実績に応じた支給要件に変更するため、職員の特殊勤務手当に関する条例を改正することにより、令和 3 年度から日額化し、従事した 1 日当たり 900 円を支給することとした。</p>

<p>手当が支給されることとなる。例え下限の支給額といえども、現状では県民感覚からすれば非常に高額なものと捉えられかねない。</p> <p>県民の理解を得るため、従事日数や時間を基準とした業務実績に応じた支給要件に変更することを検討されたい。</p> <p>4.19 デジタル化の取組</p> <p>デジタル化の推進について</p> <p>【意見⑩ P72】</p> <p>デジタル化の推進については、業務全体の中でどの業務にどれだけの工数がかかっているかの全体マップを策定した上で、工数削減効果の大きい業務について難易度や阻害要因等の検討も含め、デジタル化の可否を検討していくべきものとする。和歌山県には、4つの県税事務所があり、同種反復型の業務が日常的に行われている。現場の声を聞くことは勿論大事であり、現場業務のスムーズな処理環境の確保は重要であるが、一方で従前から当然の業務と思われてきた工数のかかる業務を洗い出し、業務工数の全体マップに基づいてRPA適用の可能性を研究する活動が必要と考える。</p> <p>次に、eLTAXによる電子申告ではなく書面により提出された申告書等については、現状は申告書等の記載内容を手入力し、入力内容を提出書面と照合するという手間をかけている。AI（人工知能）は画像など構造化されていないデータの構造化処理を得意としており、書面データの読み込みに適用できるものと考えられる。現状は人間の目で入力結果を最終チェックしている状況にあるため、AIが画像処理した結果についても容易に修正が可能と考えられるため、正確性を損なうリスクは低いものと考えられる。このような手間のかかる業務について、将来を見通したうえでAIの導入を検討されたい。さらに、RPA、AI等急速な勢いで発展しているデジタル技術の活用その他、既存の各種システムの機能向上等様々なデジタル化の取組についても検討を行い、導入を進め、従来からの効</p>	<p>県税業務の所要時間・難易度調査結果を精査・分析し、業務の全体マップを作成するとともに、年間所要時間上位の事務を中心に、事務の見直し・システム化による効率化の対策を取りまとめた。</p> <p>また、効率化の対策については、予算措置を伴わないものは順次導入、予算措置が必要なものは令和3年度中に導入することにより、事務処理の見直しや平準化・効率化・デジタル化を図ることとした。</p>
---	--

<p>果的な賦課徴収体制の継続を確保しながら、より少ない職員で効率的に業務を行えるよう改善を図っていくべきである。</p>	
---	--